

外来・在宅ベースアップ評価料（または入院ベースアップ評価料）に関する事項

当院では、医療従事者の処遇改善（賃上げ）を実施するため、厚生労働省の定める施設基準に基づき以下の点数を算定しております。

- 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- （算定している場合）外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）

主として医療に従事する職員の賃金改善を行うとともに、質の高い医療サービスを提供し続けるための体制整備に努めてまいります。